

第8節 商務流通保安グループ	390
流通・物流政策	390
1. 流通政策	390
1. 1. 概要	390
1. 2. 製・配・販の取組	390
1. 3. 流通業の海外展開	390
1. 4. 買物弱者対策	390
1. 5. 大規模小売店舗立地法	391
1. 6. 外国人旅行者等消費税免税制度	391
2. 改正中心市街地活性化法の推進	392
2. 1. 概要	392
2. 2. 中心市街地活性化法について	392
2. 3. 推進の状況	392
3. 物流効率化	393
3. 1. 概要	393
3. 2. 「総合物流施策大綱（2013-2017）」の策定	393
3. 3. コンテナラウンドユースの取組	393
3. 4. サプライチェーンマネジメントの高度化	393
3. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化	394
商取引政策	394
1. 取引信用行政	394
1. 1. 概要	394
1. 2. クレジット産業の動向について	394
1. 3. 前払式特定取引業の動向について	394
1. 4. リース産業の動向について	394
1. 5. 被災中小企業復興支援リース補助事業について	394
2. 商品先物行政	394
2. 1. 商品先物取引について	394
2. 2. 商品投資事業について	395
消費者政策	395
1. 消費者行政	395
1. 1. 特定商取引法	395
1. 2. その他の消費者関連施策	396
2. 消費者相談	396
3. 製品安全行政の積極的な推進	396
3. 1. 重大製品事故等の情報について	396
3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行	396
3. 3. 電気用品安全法の技術基準体系の性能規定化	397
3. 4. 規制対象製品の追加、見直し	397
3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度	397

3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進	397
3. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動	398
3. 8. 製品分野における国際協力の推進	398
国際博覧会事業	398
1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加	398
2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会の概要	399
産業保安	400
1. 概要	400
2. 高圧ガスの保安	400
2. 1. 高圧ガス保安に関する取組	400
2. 2. 2013 年度の事故の状況及び対策	400
2. 3. 審議会の開催状況	401
2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	401
3. 火薬類の保安	401
3. 1. 火薬類保安に関する取組	401
3. 2. 2013 年度の事故の状況及び対策	401
3. 3. 審議会の開催状況	402
4. 電力の保安	402
4. 1. 電力の保安に関する取組	402
4. 2. 2013 年度の事故の状況及び対策	403
4. 3. 審議会の開催状況	403
4. 4. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	403
5. 都市ガス及び熱供給の保安	403
5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組	403
5. 2. 2013 年の事故の状況及び対策	403
5. 3. 審議会の開催状況	404
5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	404
6. 液化石油ガスの保安	405
6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組	405
6. 2. 2013 年の事故の状況及び対策	405
6. 3. 審議会の開催状況	407
6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰	407
7. 鉱山の保安	407
7. 1. 鉱山の保安に関する取組	407
7. 2. 2013 年の災害の状況及び対策	408
7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況	409
7. 4. 全国鉱山保安表彰	409
8. 産業保安監督部	409
8. 1. 北海道産業保安監督部	409
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	411

8. 3. 関東東北産業保安監督部	412
8. 4. 中部近畿産業保安監督部	414
8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	415
8. 6. 中国四国産業保安監督部	416
8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	418
8. 8. 九州産業保安監督部	420
8. 9. 那覇産業保安監督事務所	421

第8節 商務流通保安グループ

流通・物流政策

1. 流通政策

1. 1. 概要

流通（卸・小売）業は我が国 GDP の約 14.4%（内閣府国民経済計算）、従業員数の約 21.3%（経済センサス）を占めているとともに、消費財産業全体に影響を与える重要な産業である。

消費財産業全体の更なる効率化・高付加価値化のためには、サプライチェーンの効率化や成長するアジア市場の取り込み等が重要であることから、国内外に対して、以下のような取組を行っている。

1. 2. 製・配・販の取組

日本の流通企業は欧米の流通企業に比べ、収益率が低いと言われている。流通過程の効率化のためには、消費財流通における、メーカー（製）、卸（配）、小売（販）の垂直的統合が必要であるとの問題意識のもと、2011年5月に、製・配・販に関係する43社が参加する製・配・販連携協議会（事務局は公益社団法人流通経済研究所及び一般社団法人流通システム開発センター）を設立した。

2013年度は返品削減・日付情報ガイドラインのフォローアップ、賞味期限の年月表示化・リードタイム最適化、商品情報授受の効率化をテーマとした3つのワーキンググループにおいて議論を進めた。

返品削減に関するワーキンググループでは、加工食品と日用雑貨における返品の実態調査や、返品削減に向けた4つの実証実験等を実施した。特に、店舗への商品納品期限見直しに関して、農林水産省の事業とも連携し、大規模な実証事業を実施した結果、納品期限切れによる返品やメーカーにおける過剰生産が、年間約4万トン削減される効果が推計された。

賞味期限の年月表示化・リードタイム最適化に関するワーキンググループでは、商品納品時の日付逆転の発生頻度の削減や商品の保管・配送・入出荷の作業効率化のため、現在多くの加工食品で採用されている賞味期限の「年月日」表示について、2015年秋以降の「年月」表示への移行に向けて準備を進めることを提言した。また、商品配送時の人員・トラック手配の最適化や製配販の業務連携のために、発注から納品までのリードタイムを最適化した事例を公

表した。

商品情報授受の効率化に関するワーキンググループでは、商品マスタ情報・商品画像情報・商品品質情報のそれぞれについて、参加企業へのアンケートによる商品情報授受の実態調査や、現状の商品情報の流れの整理を通して課題を明らかにするとともに、解決の方向性を見いだした。

1. 3. 流通業の海外展開

近年、我が国流通業の海外展開が進んでいる。しかし、主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資流通業の出資や出店を阻む規制が存在している。

こうした中、2013年11月にベトナムとの間で「第2回流通・物流政策対話」を開催した。この中で、経済産業省は、外資小売業の2店舗目以降の出店の可否を審査するEconomic Needs Test (ENT)やサブリース規制、販売品目規制の撤廃や緩和を要請した。これに対して、ベトナム商工省側からは、ENTに関しては500㎡未満の店舗をENTの対象外としたほか、サブリース規制や販売品目規制についても緩和に向けて検討している旨の見解が示された。

また、同月にインドネシアとの間で「第1回流通政策対話」を開催した。経済産業省は、外資小売業に対する出資規制やフランチャイズ事業者に対して取扱商品の80%以上がインドネシア産であることを義務づけるローカルコンテンツ要求などの撤廃を要請した。これに対して、インドネシア商業省側からは、現行規制の必要性に関する説明とともに、今後必要に応じて規制の見直しを検討する旨の回答があった。

1. 4. 買物弱者対策

近年、地場の中小企業や地域コミュニティが衰退し、店や交通機関、医療・福祉等の日常生活に不可欠な「生活インフラ」が弱体化している。特に人口減少が深刻な過疎地や、高齢化が進む都市部の大規模団地などでは、小売店の撤退が進み、日常の買物に不便を感じている高齢者等、いわゆる「買物弱者」が増加している。

こうした中、地域コミュニティの買物機能を確保・維持するため、国・地方公共団体が実施している買物弱者支援に関連する支援制度を毎年度とりまとめ、経済産業省ホームページで公表しており、2013年度は6月に公表している。また、2012年度補正予算で措置された地域自立型買

物弱者対策支援事業について 96 件の事業を実施し、実施地域における買物機会の提供につながる取組を支援した。

1. 5. 大規模小売店舗立地法

(1) 概要

「大規模小売店舗立地法」は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和に配慮を求める手続等を定めた法律である。

(2) 適切な運用の確保

「大規模小売店舗立地法」の運用は、都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保するため、次の施策を実施した。

(ア)「大規模小売店舗立地法」の運用や解釈について、ホ

ームページ等により情報提供を行った。

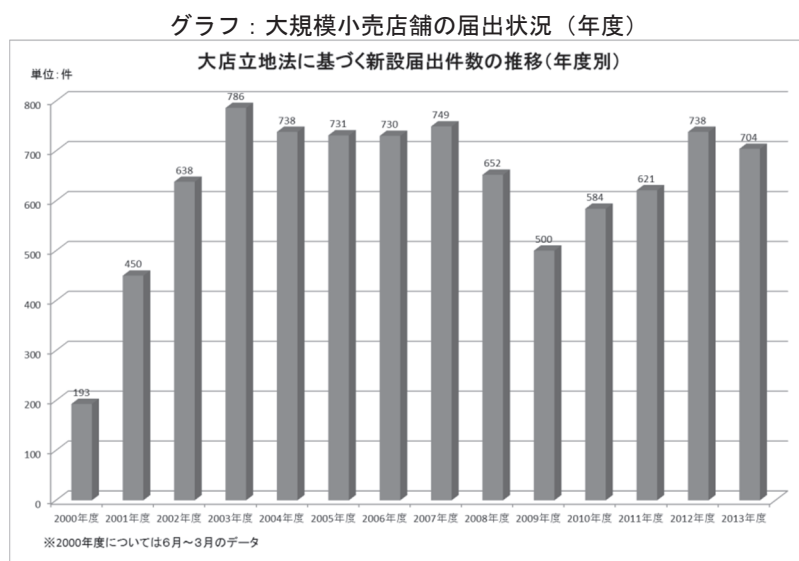
(イ)経済産業省及び各経済産業局に設置されている「大規模小売店舗立地法相談窓口」において、都道府県・政令指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応した。

(ウ)地域ごとに「都道府県等連絡会議」を開催し、「大規模小売店舗立地法」の届出に関して、具体的事例の研究等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交換等を実施した。

(エ) 都道府県、政令指定都市等の大規模小売店舗立地法の担当者に同法の運用に必要な知識を習得させるため、「流通立地政策研修」を実施した。

(3) これまでの届出状況

2000 年 6 月の「大規模小売店舗立地法」施行後、2014 年 3 月までに計 8,814 件（月あたり平均で約 53 件）の新設の届出があった（参照表：大規模小売店舗の届出状況）。



1. 6. 外国人旅行者等消費税免税制

訪日外国人旅行者数は、2003 年の 521 万人から 2013 年の 1,036 万人と過去 10 年のうちに大幅に増加している。さらに、外国人旅行者は我が国での消費額も大きいため、売り上げ増に貢献している。

そこで、従前より存在していた外国人旅行者向け消費税免税販売をより拡大すべく、外国人旅行者向け消費税免税制度について、対象品目の拡大と免税手続の簡素化を行うことを決定した。（2014 年 10 月 1 日から実施）。

(1) 外国人旅行者等向け消費税免税制度の概要

外国人旅行者等の非居住者が免税店において通常生活の用に供する物品を一定の方法で購入する場合には、消費税が免税される。

(2) 免税対象品目の拡大と手続の簡素化等

(ア) 免税対象品目の拡大

既存の免税対象となっている家電製品、カバン、着物・服等の物品（同一の非居住者に対して、同一店舗における 1 日の税抜の販売額合計額が 1 万円を超えるもの）に加え、

これまで免税の対象から除外されていた食品類、飲料水、薬品類、化粧品類その他の消耗品について、次の方法で販売することを前提に免税対象とされた。

- (A) 同一の非居住者に対して、同一店舗における 1 日の税抜き販売合計額が 5 千円超 50 万円までの範囲内のもの
- (B) 指定された方法により包装されていること
- (C) 購入後 30 日以内に国外に持ち出すことを購入誓約書において誓約すること
- (イ) 免税手続の簡素化

「購入記録票」及び「購入者誓約書」については、これまでの様式を廃止し、記載項目のみを定めることや、一度に一般物品と消耗品を免税販売する場合に、同一の用紙で両品目に共通する項目を一括して記載することを認めることにより、購入記録等の様式の弾力化と記載事項の簡素化を図る。

2. 改正中心市街地活性化法の推進

2. 1. 概要

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと 1998 年度に旧中心市街地活性化法（旧中活法）が成立し、対策を講じてきたが、旧中活法制定後も、中心市街地の商店街等は依然として厳しい状況にさらされ、中心市街地の空洞化の危機に直面している。このような状況を踏まえ、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法（中活法）に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じている。

2. 2. 中心市街地活性化法について

(1) 「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、

各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

(2) 民間主導による多様な主体の参加

まちづくりには多様な関係者の参画が必要との観点から、商工会議所、まちづくり会社、基本計画に記載された事業を行う者、地権者など多様な民間主体によって組織される中心市街地活性化協議会が法制化された。

(3) 支援措置の拡充（認定基本計画への深掘り支援）

市街地の整備改善と商業の活性化に対する支援措置が拡充され、例えば商業複合施設の整備等に使える補助事業の拡充、中心市街地内に大型店舗を立地する際の大規模小売店舗立地法の手続の簡素化などが特例として加えられるとともに、都市機能の集積促進、まちなか居住の推進等に対する支援措置が講じられた。

2. 3. 推進の状況

基本計画の認定については、2007 年 2 月に第 1 次の中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 119 市で 122 計画（2014 年 3 月末現在）が認定された。

また、中心市街地活性化協議会も 153 地域（2014 年 3 月末現在）で設立されるなど、中活法活用による中心市街地活性化に対する取組が広まっている。

経済産業省では、引き続き、認定を受けた基本計画に基づく事業や中心市街地活性化協議会に対する支援に加え、まちづくりのリーダーとなる人材の育成、まちづくりに意欲的に取り組む地域に対して専門家の派遣、各種調査等を通じて中心市街地活性化の取組を支援した。

さらに、基本計画が終了した 44 市の最終フォローアップ報告書に基づく、効果検証や、認定市に対するアンケートを実施し、支援ニーズの調査等を行った。

一方で、中心市街地の疲弊は依然として深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検し、活性化のための施策を取りまとめることとした。産業構造審議会に「中心市街地活性化部会」を新たに設置して、2013 年 6 月に提言を取りまとめた。また、内閣官房において「中心市街地活性化推進委員会」が設置され、同年 12 月に中心市街地活性化

施策の改善に関する提言が取りまとめられた。これらをもとに、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、①中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、②中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を 2014 年 2 月に第 186 回通常国会において提出し、同年 4 月に成立した。

3. 物流効率化

3. 1. 概要

我が国企業の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、国内外での高度で円滑な流通・物流システムによる国際競争力強化が必要不可欠である。また、地球温暖化に関する問題が深刻になる中、我が国の二酸化炭素排出量の 2 割を占める運輸部門についても、二酸化炭素排出量削減に向けた取組が求められていることから、これらを実現可能とする対策の実施が必要である。

近年の東アジア地域における経済交流の拡大等により、国境を越えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中においては、貿易手続や国際物流環境の円滑化等によりグローバルな事業展開を円滑化させることが重要な課題となっている。こうした課題について、荷主企業と物流事業者の連携・協働により、物流に関する施策や取組を実施しているところである。

3. 2. 「総合物流施策大綱（2013-2017）」の策定

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を 1997 年から 4 回にわたって策定してきた。

2012 年度には、2013 年以降の次期 5 か年計画となる新たな総合物流施策大綱を策定するため、国土交通省とともに、「新しい総合物流施策大綱の策定に向けた有識者検討委員会」を設置し、有識者と意見交換を行った。

2013 年度には、同様検討委員会が取りまとめた提言を踏まえ、「総合物流施策大綱（2013-2017）」を策定し、6 月 25 日に閣議決定した。内容としては、以下の 3 本の柱で構成されている。

(1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) さらなる環境負荷の低減に向けた取組

(3) 安心・安全の確保に向けた取組

同大綱においては、荷主企業の観点から、産業の立地競争力を強化するための物流施策も盛り込まれている。

また、2013 年 9 月に総合物流政策推進会議を開催し、具体的な物流政策をプログラム・工程表としてまとめ公表した。今後は、毎年度官民協同で施策の取組状況のフォローアップを行う。

3. 3. コンテナラウンドユースの取組

輸出入における海上コンテナ輸送では、空コンテナ輸送が生じており、非効率的な状況が発生している。具体的には、輸出の場合、港で陸揚げされている空コンテナを運送業者が引き取り、内陸の輸出企業工場まで輸送し、貨物を積んだ後、港へ運び輸出している。そのため、輸出入に向けたコンテナ搬出を行うためのトラック渋滞が恒常的に発生している。

そこで 2013 年度は、輸入用として使用した海上コンテナを内陸で空にした後に、港に回送せずに、インランドデポ等を活用することにより、近隣の事業者が輸出用として使用（ラウンドユース）する取組を実現するための課題・方策等について調査・検討を行った。

3. 4. サプライチェーンマネジメントの高度化

(1) 海外における物流人材育成

国際物流に関する多岐にわたる課題を総合的・機動的に解決すべく、2006 年 8 月に経済産業省、国土交通省、産業界が連携して「国際物流競争力パートナーシップ会議」を創設し、我が国企業の国際競争力強化と東アジア経済共同体の実現に向けた行動計画を策定した。本行動計画に基づき、ASEAN 地域における物流人材育成のため、我が国の「物流技術管理士資格認定講座」の各国への展開を実施した。

2013 年度は、マレーシア・フィリピン等において、我が国の物流人材育成のノウハウ展開を見据え、現地での物流人材育成に関する取組や物流人材育成へのニーズ等の現状を把握するため、現地行政機関や物流関連団体等へのヒアリングなどの現地調査を実施した。

3. 5. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

(1) グリーン物流パートナーシップ会議の開催

2005 年 7 月に京都議定書が発効されたことを受け、現状の政策のままでは運輸部門の二酸化炭素排出量について「2010 年度に 1990 年度比 15.1%増に抑制する」という目標達成が難しい状況にあった。

このため、2004 年 12 月に荷主企業と物流事業者が協働して物流分野における二酸化炭素排出量等の環境負荷低減の取組を促進するために、「グリーン物流パートナーシップ会議」（国土交通省、経済産業省、産業界が主催）を創設した。

2013 年度は、12 月 2 日に第 12 回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務流通保安審議官表彰を行った。

(2) 流通業務総合効率化法に基づく支援措置

物流業務の効率化を行い、二酸化炭素排出量等の環境負荷低減を図る企業の取組を促進するため、2013 年度は政府全体で 34 件の流通業務効率化計画※を認定し、支援措置を講じた。

※物流コスト削減、環境負荷低減等を目的に事業者が作成する実施計画（輸配送の共同化、IT の導入等）

商取引政策

1. 取引信用行政

1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を行政対象としている。具体的には、割賦販売法による販売信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する施策を講じている。

1. 2. クレジット産業の動向について

販売信用供与額（商品の販売、サービスの提供に当たっての与信額）は年々増加しており、2012 年は前年比 6%増の 59 兆円となっている。特にクレジットカードショッピングがここ数年に渡り堅調な伸びを示している。

2014 年 3 月末現在の登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比 6 社減の 262 社、個別信用購入あっせん業者が前年比 6 社減の 145 社となっている。

1. 3. 前払式特定取引業の動向について

(1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973 年に 347 社あった事業者数は、1986 年に 415 社とピークを迎えた後減少し、2014 年 3 月末現在で前年比同数の 290 社となった。一方、前受金残高は 1973 年以降一貫して増加してきており、2014 年 3 月末現在で前年比 383 億円増の約 2 兆 4,025 億円となった。

(2) 友の会の動向

1973 年に 178 社あった事業者数は、1985 年に 356 社とピークを迎えた後減少し、2014 年 3 月末現在で前年比 4 社減の 125 社となった。前受金残高は、2014 年 3 月末現在で前年比約 8 億円増の 4,641 億円となった。

1. 4. リース産業の動向について

リースは、中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合（リース比率）は、2013 年度は 7.30%で推移している。

1. 5. 被災中小企業復興支援リース補助事業について

経済産業省では、東日本大震災により被災した中小企業の二重債務負担の軽減を図り、円滑な事業再開を促すため、2011 年度第 3 次補正予算により、設備を再度リースにより導入する場合のリース料の一部を補助する事業を 2011 年 12 月から開始し、2013 年度も引き続き実施した。

2. 商品先物行政

2. 1. 商品先物取引について

(1) 商品先物取引の状況

(ア) 取引量の動向

2013 年度の工業品市場における売買約定数量を示す出来高は、23,393 千枚となり 2012 年度の出来高 26,400 千枚より減少した。また、2013 年度の取引金額は 72 兆円となり、2012 年度の取引金額 82 兆円より減少した。

(イ) 許可業者等

2014 年 3 月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物取引業者数は前年比 5 社減の 51 社、商品先物取引仲介業者数は前年比 1 社減の 4 社であった。

また、2013 年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物

取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して 10 件、商品先物取引仲介業者に対して 2 件それぞれ立入検査を実施した。

(ウ) 委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2014 年初は国内商品市場取引では 78,480 人、外国商品市場取引では 14,009 人、店頭デリバティブ取引では 137,538 人であった。

(2) 商品先物取引法改正案の提出

電力システム改革の進展による卸電力取引所の取引量の増加を見据え、事業者が価格変動リスクを回避する手段として、電力の先物取引を行うことを可能にするため、商品先物取引法の対象に「電力」を追加することを内容とした改正法律案（電気事業法等の一部を改正する法律案との束ね）を第 186 回国会に提出した。

(3) スポット LNG 価格調査の実施

価格リスクヘッジの場としての LNG 先物市場の創設を提言した LNG 先物市場協議会報告書が 2013 年 3 月に取りまとめられ、LNG のスポット取引の価格等を集計・公表すべきとの当該報告書の提言を受けて、2014 年 3 月にスポット LNG 価格調査を実施した（2014 年 4 月公表）。

2. 2. 商品投資事業について

(1) 商品投資事業の状況

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配するものである。

(ア) 許可業者

2014 年 3 月末現在の商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく許可事業者数は、前年比 1 社減の 4 社であった。

(イ) 商品ファンドの運用資産総額

商品ファンドの運用資産額は、2014 年 3 月末には前年比 18 億円増の 38 億円であった。

消費者政策

1. 消費者行政

1. 1. 特定商取引法

経済産業省は「特定商取引に関する法律（特定商取引法、

特商法）」を消費者庁と共管している。2008 年 6 月 27 日に閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

(1) 特定商取引法の概要

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引など、事業者と消費者・個人との間でトラブルを生じやすい特定の取引類型（注 1）を対象として、

(ア) 事業者による不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行政規制」と、

(イ) トラブルの防止・解決のための「民事ルール」

を定める法律である（注 2）。

本法は、消費者・個人の日常生活に直結した取引に関するリスクを予防・低減するという身近で重要な役割を担っている。

（注 1）規制対象となる 7 つの取引類型

(1) 訪問販売

(2) 電話勧誘販売

(3) 通信販売

(4) 特定継続的役務提供（エステティック・サロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービスの 6 役務を政令指定）

(5) 連鎖販売取引（悪質ないわゆるマルチ商法を規制）

(6) 業務提供誘引販売取引（悪質ないわゆる内職・モニター商法を規制）

(7) 訪問購入（2013 年 2 月 21 日施行）

（注 2）法律措置の主な内容

(1) 行政規制

(2) 民事ルール

(ア) 氏名等の明示の義務づけ

(ア) クーリング・オフ

(※)

(イ) 不適正な勧誘行為の禁止

(イ) 中途解約ルール

(ウ) 広告規制

(ウ) 返品ルール

(エ) 書面交付義務

(エ) 取消しルール

(オ) 解約時の損害賠償制限

(※) クーリング・オフとは、契約締結後一定の期間

（8 日間又は 20 日間）、冷静に再考して解約できる機会を消費者に与える制度。

1. 2. その他の消費者関連施策

企業が消費者の満足度向上に結び付くサービス展開を行うことにより売上の拡大が期待できるという分析事例もあるように、企業が消費者のニーズを適確に踏まえた取組を行うことで、その企業の成長につなげていくという発想が必要である。

企業が製品設計段階でリスクアセスメントを行い、利用者の視点に立ったものづくりを行うことで、安全性を高めた製品が、利用者に安心感を与えることになる。こういった安全・安心の取組を行うことにより、企業は消費者との関係性を更に緊密化させ、両方で協同関係を構築することが重要になる。

2. 消費者相談

2013 年度における経済産業省の消費者相談処理件数は 8,049 件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が 4,356 件と全体の半数近くを占めている。

契約関係の相談を取引類型別に分けると訪問販売（1,300 件）が最も多く、次いで通信販売（1,203 件）、電話勧誘販売（621 件）、割賦販売（581 件）、特定継続的役務提供（576 件）、前払割賦（294 件）、連鎖販売取引（280 件）、訪問購入（238 件）、業務提供誘引販売取引（138 件）、先物取引関係（52 件）であった。

3. 製品安全行政の積極的な推進

3. 1. 重大製品事故等の情報について

2013 年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、941 件の重大製品事故（死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故）の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器 120 件、石油機器 126 件、電気製品 574 件、その他製品 121 件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において原因究明調査を行っている。

さらに、報告された事故情報の原因究明の結果を受けて、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性等について審議する製品事故判定第三者

委員会を、消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会と合同で 2013 年度は計 3 回開催した。なお、重大製品事故を契機に製品交換・無償修理等のリコールを行ったものは、2013 年度は 17 製品あり、2007 年 5 月の制度開始から 2014 年 3 月末までの累計は 192 製品となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から経済産業省内関係各部署に寄せられた消費者事故情報等は、適時、消費者庁に対し通知を行っている。製品安全課においては、生命、身体に係る消費者事故等（産業保安関係部署からの通知案件を除く）の情報を取りまとめており、2013 年度は 31 件（重大事故等：1 件、重大事故以外の消費者事故等：30 件）を通知した。

3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

(1) 製品安全関連 4 法

経済産業省は、製品安全関連 4 法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事案を確認した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。2013 年度には 1 事業者に対し、消費生活用製品安全法第 32 条の規定に基づき、該当製品について、回収、危険性の周知等必要な措置をとるよう危害防止命令を発動した。

製品安全関連 4 法に基づく届出事業者による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連 4 法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストを実施した。

また、問題発生等の随時の立入検査とは別に、計画的に立入検査を実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づいて NITE が行っている。立入検査の結果、違反が確認できたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置をとるよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを確認している。

(2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県による小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

2013年度は20件、家庭用品品質表示法第4条の規定に基づき、該当製品について、法に基づく表示を行うよう消費者庁長官名で指示を行った。

3. 3. 電気用品安全法の技術基準体系の性能規定化

電気用品安全法において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を行った（2013年7月1日公布、2014年1月1日施行）。この改正により、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できる仕組みとなった。

性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、日本工業規格（JIS）等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進めることとした。民間からの提案を受けた整合規格原案が、電気用品安全法の技術基準を満たしていることを確認するための体制整備のため、産業構造審議会製品安全小委員会の下に、整合規格原案について総合的に評価を行う電気用品整合規格検討ワーキンググループを設置し、2014年2月21日に開催した第1回会合において、15規格について整合規格として採用することを確認した。

3. 4. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

電気用品安全法に関しては、家電製品等の技術基準解釈の別表第八に規定される電気用品を対象とした遠隔操作について、従来の赤外線リモコン等に加え、近年の高速イ

ンターネット網、無線LANやスマートフォンの急速な普及に伴ったインフラ整備状況を踏まえ、これらの組み合わせによる遠隔操作を可能とする改正を行った。（2013年5月10日公布・施行）

3. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度

2009年4月、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）による事故の未然防止を目的とした「長期使用製品安全点検制度」が施行された。本制度は、ガス瞬間湯沸器など、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を対象にし、製品を購入した所有者に対して、製造・輸入事業者から点検時期を通知し、点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。同制度の施行から5年後となる2014年3月時点での所有者情報登録率は36%であった。（2013年同時期は35%）

3. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進

(1) 製品安全に関する流通事業者向けガイド

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成、2013年7月に公表し、事業者向けセミナー等でガイドの周知を図った。また、ガイドの内容を参考として、中小家電販売事業者、通信販売事業者、ホームセンター事業者の3事業者団体が、製品安全の取組の実態を調査・分析し、業界ごとの特色を踏まえた効果的なリコール等の製品安全の取組を整理した個別ガイドブックを作成・公表する際には、全面的に支援した。

(2) 各種ハンドブックの手引きの作成

事業者がリコールを実施するに当たっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」や製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「リスクアセスメントハンドブック」、事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」について、それぞれ主要事項を抽出した手引き及びリーフレットを作成し、経済産業省のホームページに公表した。

(3) 流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。2012年5月に経済産業省と大手家電流通懇談会との間で協力体制を構築してリコール情報等の提供を開始した。その後、他の団体とも協力体制を構築し、2013年度は公益社団法人日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、Amazon.co.jp、一般社団法人日本リユース機構、一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会と新たに協力体制を構築し、計10事業者・団体にリコール情報の提供等を行った。

(4) オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、2012年6月、オークション・ネットショッピング運営事業者（ヤフー株式会社、楽天株式会社、株式会社DeNA）と協力体制を構築し、ネット上での効果的な違反对応を実施しており、2013年8月には、新たにAmazon.co.jpと協力体制を構築し、インターネット上での違反对応を実施している。

3. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動

(1) 製品安全総点検週間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006年度から毎年11月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。

2013年度は11月18日から1週間を製品安全総点検週間と定め、11月22日に東京において製品安全総点検セミナーを開催したほか、各地方経済産業局においても管内の地方公共団体等と協力しつつ、ポスター・パネル展をはじめとする啓発活動を開催した。

(2) 製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰

2007年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目指すとしている。

2013年度に行われた第7回においては、3社が経済産業大臣賞を受賞した。前述の製品安全総点検セミナーの開催日である11月22日に併せて表彰式を行った。

(3) 製品安全セミナー

製品の安全な使用方法等についての消費者及び事業者との情報提供の場として「製品安全セミナー」を全国各地で開催している。2013年度は各地で13回開催した。2013年度末までの開催実績は計97回、参加延べ人数は約19,500人となっている。

(4) 消費者向け注意喚起

内閣府の政府広報ツールを活用し、インターネットTVやラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起等15件の広報を行った。

また、NITEの定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検週間等を活用して、注意喚起を集中的に実施した。

3. 8. 製品分野における国際協力の推進

(1) 米国との取組

2006年11月、経済産業省及びNITE、消費者製品安全委員会（CPSC）の三者間で、協力ガイドラインを締結した。2013年度は9月にCPSCが日本を訪問し、経済産業省と意見交換を実施するとともに、ライターの安全規制について独立行政法人産業技術総合研究所（産総研）等と意見交換を行った。

国際博覧会出展事業

1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加

イタリア・ミラノ国際博覧会は、「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに、国際博覧会条約に基づく登録博（大規模博）として、2015年5月1日から10月31日までの6か月間、イタリア・ミラノ市郊外で、約140か国

による参加予定のもと、2000 万人の入場者数を目標に開催される。

同博覧会については、2011 年 1 月のイタリア政府から日本政府への参加招請を受け、2012 年 2 月 27 日の閣議了解により、農林水産省及び経済産業省を幹事省、国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）を参加機関として公式参加することを決定し、2013 年 12 月 17 日には、ミラノ国際博覧会及び日本館出展内容の PR や広報等を目的として、開催 500 日前イベント（プレス及び出展発表会）を開催した。

なお、ミラノ国際博覧会では、日本館の出展を通じて来館者の方々に、「食」に関する地球規模の課題解決への我が国の取組や、日本食・日本食文化の魅力を発信していく。

2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会の概要

カザフスタン・アスタナ国際博覧会は、“Future Energy”「未来のエネルギー」（仮訳）のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく認定博（小規模博）として、2017 年 6 月 10 日から 9 月 10 日までの 3 か月間、カザフスタン・アスタナ市郊外で、約 100 か国の参加及び 500 万人の入場者数を目標として開催される（2012 年 11 月 22 日 第 152 回 BIE（博覧会国際事務局）総会で決定。）。

産業保安

1. 概要

2013 年度、産業保安関係課室においては、産業保安関連法令を着実に執行した。また、産業保安における当面の課題である、(a)自然災害への対応、(b)産業事故、保安義務違反への対応、(c)時代が要請する新たな課題への対応について検討し、その対策を推進した。

これらの課題への対応について、産業構造審議会保安分科会のもとに設置された各小委員会・ワーキンググループにおいて精力的に議論を重ね、2014 年 3 月、第 4 回保安分科会を開催し、審議を行った。特に、自然災害への対応については、2013 年に、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震の被害想定が示されたこと等を踏まえ、産業保安分野における大規模地震対策を取りまとめた。

また、2014 年 1 月、コンビナートにおいて多数の死傷者を伴う爆発事故が発生したこと等をふまえ、内閣官房主導のもと、総務省（消防庁）及び厚生労働省と共に関係省庁連絡会議を開催し、3 省の連携強化及びコンビナート災害対策に係る議論を行った。

2. 高圧ガスの保安

2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

2. 2. 2013 年度の事故の状況及び対策

高圧ガス保安の確保が適切に行われるよう、行政による事後的な監視として行っている立入検査を 19 件実施した。

高圧ガス保安法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導及び認定の取消処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。具体的には、JX 日鉱日石エネルギー株式会社から、水島製油所 B 工場において高圧ガス保安法違反があったとの報告を踏まえ、報告徴収、立入検査及び書類検査を実施した結果、9 件の認定事業所において完成検査及

び保安検査に係る法令違反があったことを確認し、厳重注意及び再発防止対策について報告を求めることとした。

高圧ガス事故統計集計

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
1 月	65	92	101	122	76
2 月	63	71	77	93	61
3 月	67	84	167	65	77
4 月	59	79	69	59	65
5 月	78	69	68	75	61
6 月	83	73	81	76	64
7 月	75	73	79	112	62
8 月	71	87	77	64	67
9 月	57	103	150	70	59
10 月	67	88	85	77	73
11 月	89	66	75	75	65
12 月	81	79	55	66	42
合計	855	964	1084	954	772
対前年比	0.9	12.7	12.4	▲12.0	▲19.1

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
--	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

製造事業所	製 冷 凍	85	93	180	122	118
	コンピ ナート	55	56	70	56	39
	L P	20	29	27	21	23
	一 般	91	112	122	104	79
	計	251	290	399	303	259
移 動		21	34	31	30	42
消 費		573	635	649	608	460
そ の 他		10	5	5	13	11
合 計		855	964	1084	954	772

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

2. 3. 審議会の開催状況

(1) 保安分科会高圧ガス小委員会

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第4回高圧ガス小委員会（2013年11月開催）では、(a)自然災害への対応について、(b)産業事故等への対応について、(c)時代が要請する新たな課題への対応について、(d)その他（高圧ガス保安法の省令等の改正）について、第5回高圧ガス小委員会（2014年3月開催）では、(a)自然災害への対応について、(b)産業事故等への対応について、(c)時代が要請する新たな課題への対応について、(d)その他（高圧ガス保安法関係の企業実証特例制度等）について、それぞれ有識者による議論を行った。

2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、1964年度から実施している。

（2013年度表彰式の概要）

・開催日：2013年10月25日（金）

・受賞者：優良製造所：10社

優良販売業者等：9社

保安功労者：26名

優良製造保安責任者等：8名

3. 火薬類の保安

3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

また、動物の生態調査に使用される遠隔測定発信器（いわゆる首輪型テレメトリー発信器）の消費等に係る技術基準を定め、必要な省令及び告示を改正したほか、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示を改正した。

3. 2. 2013年度の事故の状況及び対策

火薬類取締法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合等において、改善指示などの行政指導並びに認定の取消処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースや経済産業省のホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し、公共の安全性、透明性の向上等を図っている。

具体的には、鳥獣等の動物駆逐に用いられる打揚式動物駆逐用煙火の使用中に、持ち手付近が破裂し指を負傷する事故が2件発生したため、当該煙火の輸入者に対する再発防止策の検討及びその実施を要請するとともに、関係省庁、都道府県、関係団体等を通じて、煙火を取り扱う者に対しての注意喚起の周知を依頼した。

火薬類事故統計集計

種類	年	合 計				
		件	死	重傷	軽傷	
産 業 火 薬	2009	6	1	0	－	1
	2010	2	0	1	－	1
	2011	5	0	1	－	2
	2012	5	0	1	－	2
	2013	8	0	1	－	3
煙 火	2009	18	0	3	－	29
	2010	28	0	4	－	26
	2011	19	0	3	－	13
	2012	43	0	3	－	24
	2013	61	0	4	－	32
	2009	0	0	0	－	0

がん具 煙 火	2010	6	0	0	-	2
	2011	4	0	0	-	17
	2012	8	0	0	-	4
	2013	10	0	1	-	8
合 計	2009	24	1	3	-	30
	2010	36	0	5	-	29
	2011	28	0	4	-	32
	2012	56	0	4	-	30
	2013	79	0	6	-	43

3. 3. 審議会の開催状況

2013 年 12 月に開催した第 1 回火工品検討ワーキンググループでは、火薬類取締法における適用除外火工品指定に関し、新たに適用除外火工品として指定の要望を受けた場合における審査手続、審査基準等を「内規」として定めるための審議を行った。さらに、新たに火薬類取締法の適用を受けない火工品として、着用型自動除細動器（AED）、消火用ガス発生器について審議を行った。

2014 年 3 月に開催した第 2 回火薬小委員会では、先に定めた適用除外火工品指定のための「適用除外火工品審査実施要領（内規）」について、一般消費者向け製品を適用除外指定するに当たっての安全性評価に係る審議を行った。また、都道府県から指定都市への火薬類取締法に関する事務・権限委譲についての課題、対応案、さらに、実包火薬庫の技術基準改正の方向性等について審議を行った。

4. 電力の保安

4. 1. 電力の保安に関する取組

1964 年に公布され、1965 年 7 月 1 日から全面的に施行された「電気事業法」は、その規制内容として 2 つの性格を有している。すなわち、電気事業が地域独占的な公益事業であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法としての性格と、電気がその使用如何によっては危険を伴う商品であるために必要とされる保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する保安法としての性格の 2 つである。

後者の保安規制分野については、1995 年に自己責任原則

を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行ったが、こうした自主保安・自己責任原則の下で防災対策の強化、電気設備の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向、社会ニーズ等を踏まえ、自主保安の徹底、学協会等の知見の活用を図りつつ、規制の制度や技術基準を継続的に見直していくことが主な政策課題である。

2013 年度は、主に下記のような取組を行った。

(1) 火力発電所における計画外停止の状況調査

電力需給が全国的に逼迫する中、重負荷期である夏期及び冬期に火力発電所が多数稼働したことを受け、火力発電所における計画外停止（故障トラブル）の状況についてとりまとめた。その結果、運転経過年数が 40 年以上経った発電設備や定期事業者検査の実施時期を延長している発電設備が、その他の発電設備と比較して故障トラブルの発生率が高まっていることは、特段、見られなかった。

(2) 再生可能エネルギー発電設備等に関する規制見直し

電気事業法施行規則等を改正し、再生可能エネルギー発電設備に関する保安規制等について、下記のような見直しを行った。

(ア) 2013 年 6 月、太陽電池発電設備等に関して、保安管理業務を外部委託できる範囲を「出力 1000 キロワット未満」から「出力 2000 キロワット未満」に引き上げた。

(イ) 2014 年 3 月、太陽電池発電所の寿変電設備について、全量買取制度での設備形態の場合の点検頻度を見直した（1 回以上／2～6 ヶ月）。

(ウ) 2013 年 9 月、電気主任技術者が「直接統括する事業場」に関して、統括して管理できる発電所等の数、統括事業場から各発電所への到達可能時間、人員体制等について基準を明確化した。

(3) 災害対応

2013 年夏～秋には台風等による大雨被害や竜巻被害が発生し、各地で電気設備の被害による停電が発生した。

また、2014 年 2 月 7 日～9 日、14 日～16 日に発生した大雪に伴い、倒木による高圧線の断線等の設備損壊が発生し、東京電力株式会社管内を中心に広範囲に停電し、一部地域において停電が長期化した。2 月 18 日に政府内に設置された豪雪非常災害対策本部及び非常災害現地対策本

部の一員として、被災地域の被害状況及び復旧状況の把握に取り組んだ。さらに、今回の雪害による停電長期化を踏まえて、電気事業者に対して、抜本的な対策や復旧迅速化など早急に検討するよう指示を行った。

(4) 環境アセスメント審査の円滑化等

2013 年 4 月から環境影響評価（環境アセスメント）制度に計画段階環境配慮書手続が追加されたことを受け、当該手続が適切に行われるように省令整備を行った。また、経済産業省及び環境省間で設けた「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議」において、発電所の環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱について検討し、発電所の環境アセスメントの審査手続の明確化を図った。

4. 2. 2013 年度の事故の状況及び対策

現在集計中（12 月頃集計完了予定）。

4. 3. 審議会の開催状況

(1) 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

2013 年度は 3 回（8 月、12 月、3 月）開催し、規制改革実施計画（2013 年 6 月）に記載された規制見直し事項や電気事業法（保安部分）の改正の方向性等について審議を行った。

また、2013 年 12 月の小委員会では、電気設備の自然災害等に対する耐性評価や復旧迅速化対策を審議する場として「電気設備自然災害等対策ワーキンググループ」（第 1 回：2014 年 1 月）を設置すること、多発する風力発電所の事故等に対応するために、これまで風力発電所の構造設計等について審議する場であった「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」を「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」（第 1 回：2014 年 2 月）に改組することを決定した。

4. 4. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制の優良な者、管理体制の優良な者、保安教育の推進、安全思想の普及など、永年にわたり努力してきた者を経済産業大臣が表彰するものであり、1964 年度から実施している。1981 年からは、関係各団体の行っている安全運動を統一的に行うことにより運動をより効果的なもの

とする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い 8 月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行っている。

（2013 年度表彰式の概要）

・期日：2013 年 8 月 1 日（木）

・受賞者：工場等：2 件

電気工事業者の営業所：8 件

個人：21 名

5. 都市ガス及び熱供給の保安

5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

5. 2. 2013 年の事故の状況及び対策

ガス事業法第 46 条に基づき 2013 年に国に報告された事故の件数は 767 件であり、前年に比べ 296 件と大幅に増加した。人身事故については、死亡事故は 1 件発生、負傷者（一酸化炭素中毒を含む。）は減少した。

製造段階における事故は、8 件の報告があり、前年に比べて 2 件減少した。全ての事故が簡易ガス事業者によるもので、その要因は、配送手配忘れによるガス切れ、感震遮断装置の誤作動等の単純なミスによるものであった。

供給段階における事故件数は 184 件であり、前年に比べて 1 件減少した。全 184 件のうち、72 件が上下水道工事、給排水衛生工事、解体・撤去工事、改装工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであった。53 件が自然劣化などのガス工作物不備による事故であった。また、14 件が

自社工事における作業ミスにより供給支障などを生じたものであった。

消費段階における事故件数は575件であり、前年に比べ299件増加した。前年から大幅に増加した要因は、FF式レンジフード型給湯器に関して、事業者及びメーカーによる積極的な巡回点検等において発見されたケーシング変形事故が報告されたことによるものである。また、死傷者を伴う事故については、前年に引き続き死亡事故は発生せず、人身事故の件数は前年より8件減少し12件となっている。

都市ガス事故集計表

		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
製 造	事故件 数	11	11	17	10	8
	死亡者 数	0	0	0	0	0
	負傷者 数	3	0	0	0	0
供 給	事故件 数	132	171	159	185	184
	死亡者 数	0	0	3	0	1
	負傷者 数	13	20	48	20	25
消 費	事故件 数	162	201	291	276	575
	死亡者 数	3	1	0	0	0
	負傷者 数	48	34	28	34	14
合 計	事故件 数	305	383	467	471	767
	死亡者 数	3	1	3	0	1
	負傷者 数	64	54	76	54	39

(1) 他工事事故対策

他工事事故対策については、2013年11月に、国土交通

省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対してガス事業者への事前照会を行うよう、注意喚起の実施を要請した。

(2) 一酸化炭素中毒事故対策

一酸化炭素中毒事故については、2012年には2件、2013年には1件と件数自体は少ないものの、事故発生の際に多数の死傷者が発生する可能性が高いため、その重要性に鑑み、2013年6月に、第4回業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故連絡会議を、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7府省庁）との間で開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同年7月に、関係省庁、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を发出した。また、一般ガス需要家、業務用需要家等、訴求先に対応して作成した事故防止のためのパンフレットを広く配布した他、新聞、雑誌、ラジオ等の媒体を通じ、ガスの使用時における換気に対する認識向上、ガス・CO警報器の普及促進を図った。さらに、ガスの安全利用に関する普及啓発を行う経済産業省の専用ホームページ「ガスの安全見直し隊」を通じた注意喚起等、事故防止に向けた広報活動を広く行った。

5. 3. 審議会の開催状況

2013年度においては、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を2月に開催し、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況を報告するとともに南海トラフ巨大地震、首都直下地震を踏まえた災害対策について、更なる地震・津波対策、復旧の迅速化に資する耐震化率の見直しの審議を行った他、2012年度の経年管対策の実施状況及び現状と評価を確認し、今後の経年管対策の強力な推進方策について検討を行った。

5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている（1978年に創設、1979年度から実施。）。

(2013 年度表彰式の概要)

- ・期日：2013 年 11 月 14 日（木）
- ・受賞者：ガス工事業者の営業所の部：1 営業所
個人の部：14 名

6. 液化石油ガスの保安

6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」を適切に施行し、事故情報の収集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定等のほか、研究開発、保安技術指導者育成、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図った。

6. 2. 2013 年の事故の状況及び対策

(1) 液化石油ガスの事故件数

2013 年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下の通り。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

液化石油ガス事故集計表

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
事故件数	185	204	227	260	210
死亡者数	4	5	1	1	3
負傷者数	148	83	88	85	52

原因別事故件数

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
一般消費者等起因	49	83	66	78	77
一般消費者等及び L P ガス販売事業者等起因	8	7	10	11	3
L P ガス販売事業者等起因	38	33	42	38	29
その他の事業者起	35	31	17	35	27

因					
雪害等の自然災害	7	7	53	64	40
その他	8	8	12	8	16
不明	40	35	27	26	18

(2) ガス事故防止のための措置

(ア) 一酸化炭素中毒事故連絡会議

2013 年 6 月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設等に関する省庁及び団体が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力を要請した。

(イ) 業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2013 年 7 月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備の保守・点検、業務用換気警報器の設置等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

(ウ) 住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2013 年 11 月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気扇等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

(エ) 梅雨期・台風期における防災体制の強化

2013 年 6 月、内閣総理大臣から各省庁への要請「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、豪雨、高潮、河川氾濫、土砂災害等の風水害に起因

する供給設備の破損への備え、破損した場合の適切な対処に関して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(オ) 降積雪期における防災体制の強化

2013 年 12 月、内閣総理大臣から各省庁への要請「降積雪期における防災体制の強化について」を踏まえ、積雪や除雪に起因する供給設備等の破損の防止及び破損した場合の適切な対応に関して、液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

(カ) 建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2013 年 11 月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等におけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を他工事業者に対して行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改裝工事など建設関係業界に対し、ガス事業者に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

(3) 液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によって、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売事業者等による対応を確認し、法令違反が認められたときは、改善命令等の行政処分、厳重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その違反実態に応じて厳格に対応した。2013 年度の実施状況は次のとおりであり、結果をホームページに公表した。

(ア) 行政による事後的な監視として定期的に行っている立入検査を 17 件実施した。その結果、保安機関において液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務の一部を他の保安機関に再委託するという法令違反事案が 1 件あった他、委託契約の内容等の不備、帳簿記載事項の誤記等が確認された。法令違反の事業者には、文書による行政指導を行った。また、不備等のあった事業者に対しては、口頭注意による改善を求めた。

(イ) 立入検査とは別に、液化石油ガス販売事業者 1 社及び保安機関 1 社で行政事務手続に関する法令違反が確認された。従業員が虚偽の実務経験により液化石油ガス設備士免状の交付を受けていた事業者には、免状の返納とともに、

文書による厳重注意を行い、一般消費者等の数を超えて、保安業務を行っていた 1 事業者に対して口頭注意を行った。

(4) 液化石油ガス保安対策指針の策定

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の撲滅の観点から、2013 年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、(a)法令遵守の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント、事業所単位での保安確保など）、(b)組織内リスク管理の徹底（リスクマネジメントの導入、集中監視システムの導入等による自主保安活動の推進）、(c)事故防止対策（業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故防止対策、一般消費者や液化石油ガス販売事業者等に起因する事故の防止対策、質量販売に係る事故防止対策など）、(d)自然災害対策（報告書「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について ～真に災害に強い LP ガスの確立に向けて～」(2012 年 3 月)及び「LP ガス災害対策マニュアル」を踏まえた具体的な対応策の実現に向けた取組）の 4 点を重点項目として、所管の液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

(5) 技術開発の実施

技術開発によって保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2013 年度は、事故に至る前の予防段階において危険の程度や態様を事前に判定し、安全評価を行うための判断基準・安全評価システムのモデルについての調査研究、バルク貯槽の製造後 20 年経過時の法定検査について検査技術等を高度効率化する手法等に関する調査研究を高圧ガス保安協会に委託して実施した。

(6) 保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報の取りまとめ及び分析等を高圧ガス保安協会等に委託して実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、総務省消防庁との連名による業務用厨房における事故防止のためのリーフレット等の作成・配布、新聞・雑誌広告等、液

化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を、株式会社電通等を通じて実施した。

6. 3. 審議会の開催状況

2013 年度においては、産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を 2014 年 3 月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

(1) 液化石油ガス事故の発生状況、立入検査の実施状況及びトップヒアリング等について

(2) 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について

(3) バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示の改正について

(4) 「LP ガス災害対策マニュアル」のフォローアップについて

6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012 年度から実施している。

(2013 年度表彰式の概要)

・期日：2013 年 10 月 24 日（木）

・受賞者：販売事業者の部：36 事業者

保安功労者（個人）の部：1 名

7. 鉱山の保安

7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

(1) 東日本大震災による集積場の流出事故後の取組

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北と関東の 3 つの鉱山の集積場で集積物の流出事故が発生した。これを踏まえ、後述する休廃止鉱山集積場鉱害防止技術等調査研究事業により鉱害防止の実施義務者が存在しない集積場について 2012 年 11 月に改正した集積場の安定性評価に係る技術指針への適合性を調査した。

(2) 第 12 次鉱業労働災害防止計画の進捗状況

2013 年度は、第 12 次鉱業労働災害防止計画（2013 年度～2017 年度：平成 25 年経済産業省告示第 68 号）の初年度に当たり、目標達成のための主要な対策事項として筆頭に掲げた「鉱山保安マネジメントシステムの構築・有効化」に関する支援をはじめとした諸種の取組を行った。

その結果、2013 暦年の全鉱山における災害発生状況については、近年の緩やかな減少傾向を維持し過去 2 番目に少ない罹災者数となったものの、度数率、強度率ともに初年度の目標値を上回った。一方で、鉱山保安マネジメントシステムの定着度・有効度については、初年度目標をほぼ達成した。

(3) 鉱害防止事業の実施に関する第 5 次基本方針を踏まえた取組

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973 年の法律創設以降、10 年間毎に 4 回にわたり制定し、第 5 次基本方針を 2013 年 3 月 28 日に告示した。

第 5 次基本方針に基づき、残存する鉱害防止工事に加え、坑廃水処理の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等を実施するため、2013 年度も引き続き後述の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の活用等により鉱害防止事業を着実かつ計画的に推進した。

(4) 鉱山保安法施行規則及び技術基準省令

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（廃掃法施行規則）」において、廃掃法施行規則第 1 条の 2 第 4 項から同条第 53 項までの改正等が行われた。これに伴い、2014 年 6 月改正において鉱山保安法施行規則及び鉱業上

使用する工作物等の技術基準を定める省令につき、当該引用条項の番号を修正する改正を行った。

7. 2. 2013 年の災害の状況及び対策

鉱山保安法第 41 条に基づき、2013 年に報告があった災害は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	16	11
石灰石	18	14
石油	2	1
石炭（亜炭を含む）	0	0
合計	36	26

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2012 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	174	3,058
石灰石	246	6,134
石油	5	1,462
石炭 (亜炭含む)	12	669
合計	491	11,323

(1) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

(ア) 休廃止鉱山鉱害防止事業に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

(イ) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(ウ) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

(A) JOGMEC による鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(a) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(b) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

(c) 融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(d) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(e) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(B) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対して、廃止石油坑井封鎖事業費補助金を交付（補助率：3/4）しているが、本年度の交付対象はなかった。

(2) 技術開発等の推進

(ア) 大水深海底鉱山保安対策調査事業

日本国領海内で活発化が予想される大水深下石油・可燃性天然ガス開発に対し、今後、取り組むべき保安対策等のあり方を検討するもので、今年度は、国内外の本開発に係る保安技術動向等の調査を実施した。

(イ) 坑廃水水質改善技術開発事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、坑内空洞を充填することにより坑内水の水量減少・水質良化、坑内空洞の安定化（崩壊防止）及び鉱業廃棄物量の削減を図るための技術開発を委託事業として実施した。

(ウ) 休廃止鉱山鉱害防止技術等調査研究事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、坑廃水処理の現場で導入が期待される新技術（自然の浄化能力を活用したパッシブトリートメント）の技術面の検討及び適用可能性等の検討を委託事業として実施した。

(エ) 休廃止鉱山集積場鉱害防止技術等調査研究事業

東日本大震災により、集積場の集積物の流出等の被害が発生したことを踏まえ、被害が発生した集積場と類似の条件を有する鉱害防止の実施義務者が不存在の集積場について、2012 年 11 月に改正した集積場の安定性評価に係る技術指針への適合性の調査を委託事業として実施した。

(3) 国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全・保安技術を積極的に海外に移転することにより、海外における鉱山での鉱害防止、事故の削減、人材の育成を支援し、国際社会に貢献することを目的に環境保全等技術支援事業を実施した。

(ア) 鉱害政策アドバイザー等派遣

鉱山環境保全に関する専門家をペルーに派遣し、鉱山環境保全等の課題に応じた提言等を実施した。また、鉱山保安専門家をカンボジアに派遣し、鉱山保安関連法令の策定指導等を実施した。

(イ) 環境対策等調査

環境対策が不十分な資源国において、資源開発地域、鉱山、製錬所及びたい積場跡地等の環境保全に関する実態把握・環境影響等の調査を実施しており、2013 年度はペルー、ラオス及びザンビアで実施した。

(ウ) 研修員の受入

環境対策が不十分な資源国の政府機関の技術者を対象

に持続可能な鉱業活動の実施に必要な研修を日本国内で実施しており、2013 年度はペルーの研修生を受け入れた。

(エ) 鉱害セミナー

環境対策が不十分な資源国に鉱山環境専門家を派遣し、環境と調和した鉱山開発等に関するセミナーを開催しており、2013 年度はペルー、ミャンマー、ラオス、ザンビア及び南アフリカ（アンゴラ、ボツワナ、コンゴ民主共和国、ガボン、レソト、マダガスカル、マラウイ、ニジェール、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、モザンビーク、ナミビア、南アフリカが参加）で実施した。

7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2013 年度は中央鉱山保安協議会を開催した。

会議の名称	開催年月日	議事概要
中央鉱山保安協議会	2013/4/25	【普通審議】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴う鉱山保安法施行規則及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部改正について
中央鉱山保安協議会	2014/2/26	【審議事項】 (1) 作業監督者の選任要件として特定の民間資格を認める改正について (2) 労働災害防止団体法に基づく指定業種「鉱業」の解除について 【報告事項】 (1) 第12次鉱業労働災害防止計画の実施状況について (2) 平成26年度鉱山保安関係予算について (3) 平成25年度全国鉱山保安表彰について (4) 石炭じん肺訴訟の現状について

7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950 年度から実施している。

(2013 年度表彰式の概要)

・期日：2013 年 10 月 16 日（水）

・受賞者：鉱山の部：7 鉱山

保安従事者の部：26 名

保安功労・貢献者の部：1 名

8. 産業保安監督部

8. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	15
自家用電気工作物	64
水力発電所	1

火力発電所	23
風力発電所	2

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	5,388
主任技術者選解任届出等	3,764
主任技術者免状交付関係	63
工事計画届出	133
使用開始届出	20
定期安全管理審査	49
電気関係報告規則関係届出等	1,686
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	375
電気保安功労者表彰	12

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業者

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	8
簡易ガス事業者	23
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	2
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	5
特定ガス工作物変更届出	13
保安規程(変更)届出	36
ガス主任技術者選解任届出	182
表彰関係	3
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	32

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	1
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	6

項 目	件数
高圧ガス輸送保安確保のための共同 防災訓練開催(帯広市)	1

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
火薬類製造営業許可	0
製造施設等の変更許可	9
危害予防規程の変更認可	10
国家公安委員会への通報	19
完成検査	7
保安検査	3
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	8
表彰関係	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	1
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	4

(E) 液化石油ガス

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
表彰関係	18

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安

(a) 立入検査等実施

項 目	件数
金属・非金属	2
石灰石	10
石油・天然ガス	7
石炭	16

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	58
保安規程届出関係	10
選任・解任届出関係	130
災害月報等報告関係	436
保安図関係	28
法第47条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	87
石灰石	6
石油・天然ガス	4
石炭	9

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	34
事故等報告関係	2
補助金関係	113
特措法関係	48

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	13
義務者不存在鉱山（金額単位：千円）	243,013
義務者存在鉱山（金額単位：千円）	84,472

8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○石炭鉱業に関するものについては、福島県を除く。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を除く。

○電気に関するものについては、新潟県を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	33
水力発電所	7
火力発電所	18
太陽電池発電所	1
風力発電所	10

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
電気事業用及び自家用電気工作物の 工事計画、安全管理審査関係	402
主任技術者の選任関係	7,460
保安規程等関係	10,071
電気事故報告関係	81
主任技術者、電気工事士の免状交付等	967
電気工事士養成施設の指定・変更届等	11
電気工事業者の登録等	42
PCB含有電気工作物の報告関係	415
表彰関係（支部長表彰）	10

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

一般ガス事業

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	16
簡易ガス事業者	28
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	24
特定ガス工作物変更届出	29
保安規程（変更）届出	65
ガス主任技術者選解任届出	131
ガス消費機器設置工事監督者資格証 （再交付含む）	13
表彰関係（支部長表彰）	5

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	1
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長表彰）	6

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
火薬類取締法	完成検査	6
	保安検査	3
製造施設等の変更許可		32
国家公安委員会への通報		26
危害予防規程の変更認可		14
製造保安責任者の選解任届の受理		1
表彰関係（支部長表彰）		1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
石油コンビナート等特別防災区域 合同立入検査	0
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
-----	----

販売事業者	10
保安機関	10

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス販売所等変更届	29
業務主任者等選解任届	31
保安機関認定更新等	12
保安機関承継届	1
一般消費者の増加認可、減少届	10
保安業務規程認可、変更認可	31
保安機関変更届	17
保安業務廃止届	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	18
石灰石	27
石油・天然ガス	11
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
施業案協議	13
特定施設届出関係	129
保安規程届出関係	35
保安関係者の選任・解任届等	202
災害月報等報告関係	870
保安図関係	49
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	28
石灰石	9
石油・天然ガス	7
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
鉱害防止事業計画届出	25
鉱害防止積立金の額の通知	5
鉱害防止積立特定施設に係る報告	5
使用済み特定施設に係る四半期報告	68
鉱害防止費用確認申請	26
補助金関係事務処理	263

(c) 補助事業

項 目	件／千円
-----	------

鉱山数	33
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者不存在分)	819, 256
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者存在分)	280, 606

8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

○電気に関するものについては、新潟県及び長野県全域、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部を除く。

○石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	5
自家用電気工作物(発電所を除く)	28
水力発電所	7
火力発電所	10
風力発電所	5
太陽発電所	3
電気工事業者	17
電気主任技術者認定校	21

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	33, 938
主任技術者選解任届出等	28, 277
主任技術者、電気工事士免状交付関係	4, 470
工事計画届出、安全管理審査関係	1, 293
電気事故報告	218
PCB 電気工作物報告関係	2, 026
電気工事業者登録関係、認定校・養成施設関係届出等	196
電気保安功労者表彰	31

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	13
簡易ガス事業者	31
ガス導管事業者	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画届	92
特定ガス工作物変更届	65
供給地点等変更許可	164
事業許可・認可	32
保安規程（変更）届	119
ガス主任技術者選解任届	732
年次報告（ガス事故、消費機器調査、周知状況、導管改修実施状況）	1,963
準用事業開始届	9
表彰関係	14
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	188

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	11
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特別充てん許可	76
認定完成・保安検査実施者変更届	84
大臣認定試験者確認調査	5
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	24

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	42
危害予防規程の変更認可	32
国家公安委員会への通報	74
完成検査	25
保安検査	13
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	12
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	9

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認検査	3

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	19
保安機関	26

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録	0
販売事業承継届	9
販売所等変更届	347
業務主任者選解任届	807
保安機関認定・更新	79
一般消費者等の数の増加認可	48
保安業務規定（変更）認可	99
保安機関変更届	95
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	15

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	7
石灰石	22
石油・天然ガス	21
石炭	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	127
保安規程届出関係	41
選任・解任届出関係	602
災害月報等報告関係	1,359
保安図関係	103
法第 47 条報告関係	2

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	9
石灰石	3
石油・天然ガス	4
石炭	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	129
事故等報告関係	24

補助金関係	72
特措法関係	28

(c) 休業止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	件/金額
鉱山数	7
補助金額(義務者存在)	127,968
補助金額(義務者不存在)	15,416

8. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

○電気に関するものについては、長野県全域、静岡県及び福井県の一部を含む。

○ガスに関するものについては、静岡県の一部を含む。

※監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス(一般ガス及び簡易ガス)については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	6 (5)
自家用電気工作物(発電所を除く)	49 (46)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
水力発電所	11 (14)
火力発電所	20 (8)
風力発電所	3 (1)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
電気工事業者	5 (5)
電気主任技術者認定校	13 (6)
電気工事士養成施設	0 (6)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	15,538 (2,796)
主任技術者選任解任届出等	10,414 (324)
主任技術者免状交付関係	130 (27)
工事計画届出	288 (78)
使用開始届出	41 (11)
使用前安全管理審査	66 (5)

定期安全管理審査	7 (0)
第三者の安全管理審査の評定	143 (12)
電気関係報告規則関係届出等	4,965 (357)
電気工事業者の登録等	32 (15)
電気保安功労者表彰	15 (13)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	1 (3)
簡易ガス事業者	25 (10)
大口ガス事業者	0 (0)
ガス導管事業者	1 (0)
準用事業者	2 (1)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	22 (3)
特定ガス工作物変更届出	24 (6)
保安規程(変更)届出	30 (15)
ガス主任技術者選解任届出	219 (78)
ガス消費機器設置工事監督者資格交付関係	13 (8)
ガス保安功労者表彰	19 (2)

注：() 内は北陸監督署の件数で外数

(B) 高圧ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	1
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	3
管内都道府県ブロック会議	1
高圧ガス保安表彰	16

(C) 火薬類の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
製造施設完成検査	9
製造施設保安検査	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等変更認可	31
危害予防規程変更認可	5
国家公安委員会への通報	36
完成検査	9
保安検査	3
製造保安責任者等選解任届出	4
火薬類保安表彰	12

(D) コンビナートの保安

(a) 立入検査等実施状況	
項 目	件数
レイアウト確認検査	1

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況	
項 目	件数
販売店	0
保安機関	22

(b) 主要業務処理状況	
項 目	件数
保安機関認定関係	51

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）	
項 目	件数
金属・非金属	38
石灰石	21
石油・天然ガス	1
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況		
項 目		件数
特定施設届出関係		10
保安規程届出関係		5
選任・解任届出関係		162
災害月報等報告関係		887
保安図関係		70
法第 47 条報告関係		0
鉱山保安表彰	鉱山	3 鉱山
	保安従事者	11 名

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）	
項 目	件数
金属・非金属	24
石灰石	3
石油・天然ガス	1
石炭・亜炭	0

(b) 立入調査実施状況	
項 目	件数
法 39 条調査	3

(c) 主要業務処理状況	
項 目	件数
特定施設届出関係	25
特措法関係	7

(d) 補助事業	
項 目	件/千円
鉱山数	2
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	0

(義務者不存在分)	
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者存在分)	53,264

8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○電力に関するものは、兵庫県赤穂市の一部地域及び福井県嶺北地域を除き、岐阜県関ヶ原町の一部地域、三重県熊野市の一部地域及び南牟婁郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況	
項 目	件数
電気事業用電気工作物	6
自家用電気工作物	55
水力発電所	1
火力発電所	12
風力発電所	7
太陽光発電所	1
登録調査機関	2
電気主任技術者認定校	15
電気工事士養成施設	4
電気工事業者	10

(b) 主要業務処理状況	
項 目	件数
保安規程(変更)等届出	25,654
主任技術者選解任届出等	13,950
主任技術者免状交付関係	252
工事計画届出	406
使用開始届出	109
安全管理審査	357
電気関係報告規則関係届出等	5,515
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	1,641
電気保安功労者表彰	18

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等

(a) 立入検査実施状況	
項 目	件数
一般ガス事業者	8
簡易ガス事業者	43
準用事業者	6

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	24
特定ガス工作物変更届出	14
保安規程（変更）届出	63
ガス主任技術者選解任届出	187
簡易ガス事業の許可	0
供給地点等の変更許可	50
簡易ガス事業の休・廃止許可	17
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	4
法人の合併（分割）認可	2
表彰関係（支部長）	10
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	54

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
登録特定設備製造業者	0
認定検査実施者	4
その他	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
認定試験者現地調査	3
認定検査実施者現地調査	0
表彰関係（部長）	18
管内府県ブロック会議	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	102
危害予防規程の変更認可	46
国家公安委員会への通報	107
完成検査	45
保安検査	5
選解任届け	4
管内府県ブロック会議	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認	1

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	9

保安機関	30
------	----

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録行政庁変更届	1
販売事業承継届	0
販売所等変更届	46
業務主任者選解任届	45
保安機関認定・更新	24
一般消費者等の数の増加認可	5
保安業務規程（変更）認可	28
保安機関変更届	18
管内府県ブロック会議	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	23
石灰石	8

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程届出関係	10
選任・解任届出関係	72
事故その他の事象に係る報告	4
災害月報等報告関係	400
保安図関係	29
鉱山保安表彰（鉱山・保安従事者）	4

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	16
石灰石	9

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	15
補助金関係	24
特措法関係	13

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	4
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）	24,085
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者存在分）	10,872

8. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○電気に関するものについては、兵庫県赤穂市（1963年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県小豆郡、香川郡直島町、愛媛県今治市（2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目		件数
電気事業用電気工作物	火力	3
	水力	2
	風力	－
	送変電	2
	配電	3
自家用電気工作物	火力	3
	水力	2
	風力	4
	送変需要	38

項 目	件数
電気工事業者	6

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
保安規程(変更)等届出		9,092
主任技術者の選任、許可及び承認等		5,780
主任技術者免状交付関係	電気	79
	ダム・水路	7
	ボイラー・タービン	35
工事計画届出		261
使用前安全管理審査		34
使用開始届出		42
定期安全管理審査		4
定期事業者検査時期変更承認		37
電気関係報告規則関係届出		1,879
認定校関係届出等		33
電気工事業法関係届出等		21
電気工事士法関係（認定証交付）	認定電気工事等	567
	特殊電気工事等	45
養成施設関係届出		11
電気保安功労者表彰（部長）		11

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
-----	----

一般ガス事業者	7
簡易ガス事業者	41
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	2
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	12
特定ガス工作物変更届出	10
保安規程（変更）届出	43
ガス主任技術者選解任届出	108
簡易ガス事業の許可	0
供給地点等の変更許可	10
簡易ガス事業の休・廃止許可	21
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	3
法人の合併（分割）認可	4
表彰関係（部長）	15
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	16

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	4
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
高圧ガス特別充てん許可	37
指定保安検査機関の指定	1
大臣認定完成・保安検査実施者の現地調査	3
大臣認定試験者確認調査	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（部長）	12

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の許可	0
製造施設等の変更許可	42
危害予防規程の認可	0
危害予防規程の変更認可	26
国家公安委員会への通報	68
完成検査	14
保安検査	4
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	2

管内都道府県ブロック会議	1
火薬類製造所保安連絡会議	1
表彰関係（部長）	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
第一種事業所新設等完了届	0

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	14
保安機関	6

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	0
液化石油ガス保安機関認定の更新	5
一般消費者等の数の増加の認可	5
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	25
石灰石	33
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	2
特定施設の使用開始（廃止）届出	5
保安規程届出関係	25
選任・解任届出関係	122
災害月報等報告関係	860
保安図関係	52
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	13

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	52

石灰石	26
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	23
特定施設の使用開始（廃止）届出	22
法第 47 条報告関係	0

(c) 補助事業

項 目	単位: 千円
鉱山数	6
義務者存在分補助金額	34,482
義務者不存在分補助金額	153,383

8. 7 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○電気に関するものについては、香川県小豆郡及び香川県直島町、愛媛県今治市（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	4
自家用電気工作物	40
水力発電所	10
火力発電所	11
風力発電所	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	3,922
主任技術者選解任届出等	2,757
主任技術者免状交付関係	37
工事計画届出	71
使用開始届出	7
安全管理審査	62
電気関係報告規則関係届出等	910
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	263
電気保安功労者表彰	15

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	3
簡易ガス事業者	19
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
一般ガス保安規程届	1
一般ガス工事計画の届出	3
簡易ガス事業許可	1
簡易ガス特定ガス工作物変更届出	3
簡易ガス保安規程（変更）届出	2
簡易ガス主任技術者選解任届出	63
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	3
表彰関係（四国支部長表彰）	5

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
指定保安検査機関の指定	0
指定保安検査機関業務規程（変更）認可	0
認定（完成・保安）検査実施者変更届	14
高圧ガス保安協会の調査立会	2
表彰関係（四国支部長表彰）	6

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	2
製造施設完成検査	2
製造保安責任者等選解任届	1
製造施設保安検査	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認調査	1

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	6
保安機関	9

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	14
販売事業所等承継届	0
販売事業者登録簿謄本交付	3
業務主任者等選解任届	7
保安機関の認定更新	1
一般消費者等の数の増加認可申請	4
保安業務規程変更認可	8
保安機関変更届	8

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	11
石灰石	10
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	11
保安規程届出関係	4
選任・解任届出関係	29
災害月報等報告関係	235
保安図関係	17
法第 47 条報告関係	0
地方鉱山保安表彰関係	7
保安研修等関係	3

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	6
石灰石	13
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
補助金関係	22
特措法関係	4

(c) 補助事業（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金）

項 目	件数
対象鉱山数	2
義務者存在分補助金額	27,167
義務者不存在分補助金額	0

8. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	13
自家用電気工作物	34
登録調査機関	4
水力発電所	3
火力発電所	6
風力発電所	8
太陽光発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	9,938
主任技術者選解任届出等	11,757
主任技術者免状交付関係	159
工事計画届出	289
使用開始届出	40
定期安全管理審査	76
電気関係報告規則関係届出等	3,659
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	941
電気保安功労者表彰（部長）	16

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	13
簡易ガス事業者	26
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	15
特定ガス工作物変更届出	16
保安規程（変更）届出	68
ガス主任技術者選解任届出	211
表彰関係（部長）	4
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	14

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
-----	----

認定完成・保安検査実施者	2
指定保安検査機関	0

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	19
危害予防規程の変更認可	7
国家公安委員会への通報	26
完成検査	13
保安検査	7
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	9
表彰関係（部長）	3

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
保安機関	14
販売事業者	7

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	151
業務主任者等選解任届	169
保安業務規程認可・変更認可	31

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	1
石灰石	5
石油・天然ガス	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	42
保安規定届出関係	12
選任・解任届出関係	132
保安図関係	49
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	12

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
-----	----

金属・非金属	8
石灰石	1
石油・天然ガス	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	6
補助金関係	75
特措法関係	17

(c) 補助事業

項 目		件数/千円
鉱山数		9
補助金額	義務者存在	32, 200
	義務者不存在	134, 351

8. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	0
自家用電気工作物	30
水力発電所	0
火力発電所	0
風力発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	878
主任技術者選解任届出等	845
主任技術者免状交付関係	18
工事計画届出	41
使用開始届出	2
定期安全管理審査	1
電気関係報告規則関係届出等	21
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	6
電気保安功労者表彰	2

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス事業者	1
簡易ガス事業者	11
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	0
特定ガス工作物変更届出	10
保安規程(変更)届出	11
ガス主任技術者選解任届出	30
表彰関係(大臣、所長)	3
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	0

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係(所長)	1

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	0
危害予防規程の変更認可	0
国家公安委員会への通報	0
完成検査	0
保安検査	1
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	0
表彰関係(所長)	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施(危害関係検査実績)

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	22
石油・天然ガス	2
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	48
保安規程届出関係	9
選任・解任届出関係	75
災害月報等報告関係	964
保安図関係	76
法第47条報告関係	0

表彰関係（所長）	3
----------	---

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	0
石油・天然ガス	1
石炭	0

(b) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	円/件数
鉱山数	0
補助金額	0

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	0
事故等報告関係	1
補助金関係	0
特措法関係	0